平成30年5月31日

第1回加須市農業委員会臨時総会議事録 (公開用)

加須市農業委員会

- 第1回 加須市農業委員会臨時総会議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

招集年月日		平成30年5月31日					招集場所		加須保健センター 2階					
開会の日時		午後4時30分					閉会の日時		午後4時55分					
会	長	小	倉	和		夫	職務代	代 理	野	JI		良		翁
議席	委	員	氏	名	出	欠	議席	委	員	E	モ	名	出	欠
1	囼	島	敏	雄	\circ		9	塩	崎			博	0	
2	빘	森		正	\bigcirc		1 0	山	岸		和	男	0	
3	坂	本	君	夫	\circ		1 1	田	島		啓	司	0	
4	野		悦	夫	0		1 2	野	Ш		良	翁	0	
5	関		政	司	0		1 3	小	倉		和	夫	0	
6	矢	島	征	雄	\circ		1 4	早	Ш		初	男	0	
7	遠	井		勝	0		1 5	柳	田			浩		\circ
8	栗	原	光	夫	\circ									
							加須市島	農業委	員会事	事務局	j			
							月	司	長	高	橋		章	
							世	欠	長	小	Ш	修	_	
							Ë	È	幹	正	能		光	
							=	È	查	落	合	高	雄	

開会 午後 4時30分

○局長(高橋 章君) 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、農業委員の皆さん、また、加須北部地区の推進委員の皆さんには、都 合つけていただき参加いただきまして、本当にありがとうございます。

前回の農業委員会総会の中でありました農地転用の案件につきまして1件、農業会議から 過去に補助金をもらっているためにですね、この案件は農転が可能なのか、さらには、補助 金の返還が必要になるかもしれないと、県農業会議と並行して協議していたところなんです が、安全を期するために、国の回答を待って、審議ということで先送りということでござい ました。

その後ですね、申請者がこの案件について再度スケジュール等を考えてみましたら、今度、 麦作を予定しているわけなんですが、スケジュールが間に合わないんじゃないかと、そのよ うなことが分かりました。

私は、できるだけ農業委員会は月1回の総会で済ませるものが、これは望ましいことであるというふうに考えているんですが、今回の農業委員会制度改革では、農業委員会の会議を機動的に開催できるようにするため、農業委員会を半数にして、積極的な、臨機応変な開催ができるようにしていくんだというような趣旨もありました。

そういったことで、臨時の農業委員会の開催につきまして会長さんに相談したところ、そういったことであれば開催の方向が望ましいのかなと御意見をいただきました。そして、各農業委員さんの御了解を得た中です、今回の開催ということになりました。本当に皆さんの御協力に対しまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から加須市農業委員会の臨時総会を開催させていただきます。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いします。

〇職務代理(野川良翁君) 皆さん、こんにちは。

本当にですね、騎西地域の方は田植えの真っ最中、また夕方で、5、6 反は田んぼへ田植えができそうな時間でございますけれども、ただ今局長のほうの説明のとおり、急を要するということで、皆様方の御意見をいただき、スムーズに審議ができますよう御協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただ今より平成30年第1回臨時総会を開催いたします。

O局長(高橋 章君) ありがとうございました。
<u> </u>
- A = 1/2 1/1/
◎会長挨拶
〇局長(高橋 章君) 次に、小倉会長から御挨拶をお願いします。
〇会長(小倉和夫君) 改めまして、こんにちは。
野川職務代理のほうから挨拶で、何かとお忙しいところ、特に騎西地区はただ今猫の手も
かりたいような忙しいところで皆さん方に出席をいただきまして、臨時の案件ということで、
前回先送りしたものをまた審議するということなので、皆さん方の慎重な審議をよろしくお
願い申し上げ、簡単ですけれども、挨拶としたいと、よろしくお願い申し上げます。
O局長(高橋 章君) ありがとうございました。
<u> </u>
◎出席委員数の報告
O局長(高橋 章君) 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員
14名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、この
総会が成立することを御報告いたします。
それでは、議事の進行を議長にお願いいたします。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
©開会の宣告
©開会の宣告
◎開会の宣告○会長(小倉和夫君) ただ今から加須市農業委員会臨時総会を開会いたします。

◎総会議事録署名委員の指名

〇会長(小倉和夫君) 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

4番 野 口 悦 夫 委員 5番 関 口 政 司 委員 両委員さんを指名いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

〇会長(小倉和夫君) 日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、25日の総会での5条の9番の説明と同じ説明となって しまうんですが、議案第1号、1番目でございます。御説明いたします。

本案件は、地盤が低く水がたまり、耕作しずらいため、盛土し、水捌けの良い畑にするための農地改良申請となっており、農地改良に関する要綱等に従った必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地改良後の耕作については、大豆、小麦等を作付することとなっております。また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の 結果並びに補足説明をお願いいたします。
- **〇2番(江森 正君)** 2番、江森です。

ただ今事務局の報告がありましたが、この さんと さんが地盤が低くて困っている んではなくて、これを借りる人が困っているという、そういった形で、私も毎日、田んぼの 周りの方々、拝見するわけだけれども、前回は補助金の拘束期間が8年というので、保留に なったわけですけれども、別の方向で補助金は補助金、農地改良は農地改良で進むべきかな ということも考えたことあります。しかし、耕作計画を立てるのに、埋立ては、面積が多いと半年ぐらいかかるわけですね。そうすると、麦は間に合わないのかなという気もします。 現状的には、どうしても農地改良しなくちゃならないかなということになりますで、問題な

いと考えます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ありがとうございました。 本件について御質疑、御意見ありましたらお聞かせください。
- 〇推進委員(宮内愼弥君) よろしいですか。
- 〇会長(小倉和夫君) どうぞ。
- **〇推進委員(宮内慎弥君)** これは、 さんと さんが早くやってくれということなのか、 早く審議をして結果を出してくださいということなんでしょうか。
- ○事務局(正能 光君) 耕作者の方がですね、先ほど江森委員さんからも現場の説明ございましたけれども、麦をつくる予定でございます。その麦をつくるのに、営農計画、営農スケジュールからいきまして、どうしても農地改良しないと麦をつくることが難しいということです。
- **○事務局(小川修一君)** そうですね、借りている人、借りて耕作している方の考えでございます。
- **〇推進委員(宮内慎弥君)** これ全部、現在借りているんですか。
- ○事務局(正能 光君) 借りております。
- 〇推進委員(宮内慎弥君) この面積全部。いや、よく分からないんですけれども。
- **〇12番(野川 良翁君)** ちょっといいですか。
- **〇会長(小倉和夫君)** はい、どうぞ。
- ○12番(野川 良翁君) だからね、1箇月遅れると麦が作れなくなるんですよ。芽が出るのが遅れると麦が作れなくなるから早く、地権者じゃなくて、借りる人が言っているわけですね。
- ○事務局(正能 光君) まあ、そうですよね。
- **〇会長(小倉和夫君)** 借りている方が、結局8年前に国の補助金を得て開墾したと。その補助金が入っている部分が含まれているので、それを抜いて農地改良するわけにはいかないので、その申請を今回出したということなんですけれども、大体2反ちょっとかな。
- **○事務局(正能 光君)** そうです。
- **〇7番(遠井 勝君)** すみません。8年の縛りがあることについて、助成金を入れて、8年間はいわゆる開墾して作れる状態にしていたわけですよね。
- 〇事務局(正能 光君) はい。

- **〇7番(遠井 勝君)** それを今回、また一時転用するというのは、ここで切り替えるという ことなんでしょう。
- ○事務局(小川修一君) 切り替えるということではないかと思うんですが、開墾した後の今までずっと、開墾した後にずっと作付なり管理はもちろんされてきていますよね。その中で、どうしても地盤が悪いところ、農業用機械がはまっちゃうところもあるんですよ。だから、非常に経営効率がちょっとよくないので。
- **○7番(遠井 勝君)** ということは、放棄地を開墾してやっても、それが長年かけて―― どれぐらいかけてやったかよく知らないけれども、耕作してきて、また不具合が出たということなんですか。
- ○事務局(正能 光君) そうですね。
- ○7番(遠井 勝君) 8年の縛りというのは、恐らく原因があって8年といったのをやっているんだろうと、放棄地の。したがって、それをクリアして、例えば用途が、ここなら恐らく開墾して一時転用して、除外をするということじゃないから、農地をそのまま利用するということから、農地法では全く問題はないんだろうと思うんです。

ただ、法律で決めた国庫金を使って、8年の縛りを、いろんな方法あるんだろうと思うんです。

- ○3番(坂本君夫君) ちょっといいですか。
- 〇会長(小倉和夫君) はい。
- ○3番(坂本君夫君) 遠井さんが今、8年の縛りと言ったんですけれども、その8年の縛りというものは農地じゃなくて、転用のほうを国のほうじゃ警戒しているんじゃないんですか。 農地をそのまま使うならば問題ないと思われます。
- **〇7番(遠井 勝君)** いや、どういう形でその8年というのか分からないんですけれども、 そういう基盤整備にして、国庫金を使ってやった、負担をした、いわゆるちゃんとした農地 をほかの目的に使うということじゃないにしても、転用するということは、全てそれが網羅 しないと許可はできないような気がするんです。
- ○局長(高橋 章君) ちょっといろいろ話が出ちゃったので、その8年の縛りということを 今、本題とは別にですね、説明したいと思うんですが、土地改良事業をやるというのは、さ っきの圃場整備もそうなんですが、青地でないと土地改良事業はできない。そこを、青地を 白く抜く場合、8年を経過してないと抜けませんというのがあります。例外的に、計画を作 る場合抜くこともできるんですが、通常は抜けません。そうすると、青のままですので転用

もできないと、これは法律で確かにあります。

今回の案件については一時転用ということで、農地は農地ということなので、青を白く抜かないで、ここは青のままなんですね。

それで、さらに申し上げますと、今回の案件については一時転用は、法律の中では可能であると。補助金については、果たして返すかどうかというのが、前回の25日の総会のときには不明だったんですね。全国でもレアなケースということであったんですが、今のところ、農業会議が関東農政局に補助金についてどうなのかというふうなことをさらに確認している今の状態では、返さなくていいだろうという見方が出てきたところなんです。

そういったことなので、いろいろ前後してしまったのですが、この件に関しては補助金を返さずにですね、一時転用して農業を続けられるかどうか。判断はそこなんですが、今のところ、補助金を返さなくても良くなったという考え方になってきました。そういった状況です。

- ○7番(遠井 勝君) 県の審議が必要なんだよね。
- **〇事務局(正能 光君)** ええ。これは3,000㎡以上なので、ネットワークにかけます。 来月あるんですね。
- **〇7番(遠井 勝君)** 分かりました。内容的には、いわゆる農地を農地のまま有効利用する ということは基本的にはいいんだろうと思うんですよね。ただ、助成金は。
- **〇局長(高橋 章君)** その辺について今、クリアされる方向だというふうに、ちょっと申し述べておきます。
- ○会長(小倉和夫君) ほかに何か質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 感じとしては、今までの経営体が米から麦のほうに変換しているような企業体だという感じがするんだよね。だから、それだけ小麦に固執というかね、しているという部分があるので、今年、この機会を逃して1年間先送りするよりは、あえてクリアする部分をクリアしていただければ、ことしやりたいというのが伝わってくる部分があるんですけれども。

(「そうですね」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) どっちにしても、これで来月の常設審議会には、県のほうは審議する わけなんですけれども、そこで県がどういうふうに言ってくるかというのは私にも分かりま せん。

- **〇7番(遠井 勝君)** 何というか、農地を農地で利用するし、前向きに考えているのでは許可相当という考え方でどうでしょうかね。
- **〇会長(小倉和夫君)** じゃあ、御質疑、御意見が出尽くしたような感じがしますので、ここで採決したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) 1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を お願いします。

(挙手全員)

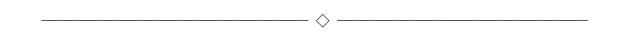
- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。 以上で、本日の臨時総会に上程しました議案については全て終了しました。 これで議長としての進行は終了となりますので、司会にお戻しします。
- **〇局長(高橋 章君)** それでは、会長には議事の進行、大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- **〇局長(高橋 章君)** それでは、最後に、野川職務代理より閉会の挨拶をお願いします。
- ○職務代理(野川良翁君) 各委員さんにはですね、慎重審議、本当に熱心な審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

これをもちましてですね、第1回の臨時総会を閉会といたします。きょうはご苦労さまでした。

閉会 午後 4時55分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年5月31日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 野口 悦夫

署名委員 関口 政司